

# 令和元年度に長野県が実施 する保健事業について

- 保険者努力支援制度
- 市町村糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー派遣事業
- 信州ACE（エース）プロジェクト推進事業

## 2020年度の国保の保険者努力支援制度について

- 人生100年時代を迎え、疾病予防・健康づくりの役割が増加。このため、各般の施策に併せ、保険者における予防・健康インセンティブについても強化。
  - ⇒ 予防・健康づくりについて、配点割合を高めてメリハリを強化するとともに、成果指標を拡大。
- 法定外繰入等についても、インセンティブ措置により、早期解消を図る。

※ 一部の評価指標におけるマイナス点については、骨太の方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等に基づき、設定することとしているが、これは、過去の取組状況に対し後年度になってペナルティを科し、あるいは罰則を付すものではなく、国保改革に伴って拡充された公費（自治体の取組等に対する支援）の配分について、一部メリハリを強化するものである。

### ○ 予防・健康インセンティブの強化

- ・ 予防・健康づくりに関する評価指標（特定健診・保健指導、糖尿病等の重症化予防、個人インセンティブの提供、歯科健診、がん検診）について、配点割合を引き上げ【市・県指標】
- ・ 特定健診・保健指導について、マイナス点を設定し、メリハリを強化（受診率が一定の値に満たない場合や2年連続で受診率が低下している場合）

### ○ 成果指標の拡大等

#### 【糖尿病等の重症化予防】

- ・ アウトカム指標（検査値の変化等）を用いて事業評価を実施している場合に加点【市指標 共③】
- ・ 重症化予防のアウトカム指標を導入【県指標②】

#### 【歯科健診】

- ・ 歯科健診の実施の有無に係る評価に加え、受診率に係る評価を追加【市指標 共②(2)】

#### 【個人インセンティブ】

- ・ 健康指標の改善の評価や、参加者への健康データ等の提供等を行う場合に加点【市指標 共④(1)・県指標①(iii)】

### ○ 法定外繰入の解消等

- ・ 都道府県指標に加え、市町村指標を新設【市指標 個⑥(iv)・県指標③】
- ・ 赤字解消計画の策定状況だけでなく、赤字解消計画の見える化や進捗状況等に応じた評価指標を設定
- ・ マイナス点を設定し、メリハリを強化（赤字市町村において、削減目標年次や削減予定額（率）等を定めた赤字解消計画が未策定である場合等）

# 2020年度の保険者努力支援制度(全体像)

## 市町村分(500億円程度)

保険者共通の指標	国保固有の指標
<b>指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</b> ○特定健診受診率・特定保健指導受診率 ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	<b>指標① 収納率向上に関する取組の実施状況</b> ○保険料(税)収納率 ※過年度分を含む
<b>指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況</b> ○がん検診受診率 ○歯科健診受診率	<b>指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況</b> ○データヘルス計画の実施状況
<b>指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況</b> ○重症化予防の取組の実施状況	<b>指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況</b> ○医療費通知の取組の実施状況
<b>指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況</b> ○個人へのインセンティブの提供の実施 ○個人への分かりやすい情報提供の実施	<b>指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況</b> ○国保の視点からの地域包括ケア推進の取組
<b>指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況</b> ○重複・多剤投与者に対する取組	<b>指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況</b> ○第三者求償の取組状況
<b>指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況</b> ○後発医薬品の促進の取組・使用割合	<b>指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況</b> ○適切かつ健全な事業運営の実施状況 ○法定外繰入の解消等

## 都道府県分(500億円程度)

<b>指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価</b> ○主な市町村指標の都道府県単位評価(※) ・特定健診・特定保健指導の実施率 ・糖尿病等の重症化予防の取組状況 ・個人インセンティブの提供 ・後発医薬品の使用割合 ・保険料収納率 ※都道府県平均等に基づく評価	<b>指標② 医療費適正化のアウトカム評価</b> ○年齢調整後一人当たり医療費 ・その水準が低い場合 ・前年度(過去3年平均値)より一定程度改善した場合に評価 ○重症化予防のマクロ的評価	<b>指標③ 都道府県の取組状況</b> ○都道府県の取組状況 ・医療費適正化等の主体的な取組状況(保険者協議会、データ分析、重症化予防の取組等) ・医療提供体制適正化の推進 ・法定外繰入の解消等
--	--	--

2

## 保険者努力支援制度(市町村分) 各年度配点比較

	2018年度		2019年度		2020年度		
	加点	全体に対する割合	加点	全体に対する割合	加点	全体に対する割合	
共通①	(1)特定健診受診率	50	5.9%	50	5.4%	70	7.0%
	(2)特定保健指導実施率	50	5.9%	50	5.4%	70	7.0%
	(3)メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	50	5.9%	50	5.4%	50	5.0%
共通②	(1)がん検診受診率	30	3.5%	30	3.3%	40	4.0%
	(2)歯科健診	25	2.9%	25	2.7%	30	3.0%
共通③	重症化予防の取組	100	11.8%	100	10.9%	120	12.0%
共通④	(1)個人へのインセンティブ提供	70	8.2%	70	7.6%	90	9.0%
	(2)個人への分かりやすい情報提供	25	2.9%	20	2.2%	20	2.0%
共通⑤	重複・多剤投与者に対する取組	35	4.1%	50	5.4%	50	5.0%
共通⑥	(1)後発医薬品の促進の取組	35	4.1%	35	3.8%	130	13.0%
	(2)後発医薬品の使用割合	40	4.7%	100	10.9%		
固有①	収納率向上	100	11.8%	100	10.9%	100	10.0%
固有②	データヘルス計画の取組	40	4.7%	50	5.4%	40	4.0%
固有③	医療費通知の取組	25	2.9%	25	2.7%	25	2.5%
固有④	地域包括ケアの推進	25	2.9%	25	2.7%	25	2.5%
固有⑤	第三者求償の取組	40	4.7%	40	4.3%	40	4.0%
固有⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況	50	5.9%	60	6.5%	95	9.5%
	体制構築加点	60	7%	40	4.3%	-	-
全体	体制構築加点含む	850	100%	920	100%	995	100%

3

## 保険者努力支援制度(都道府県分) 各年度配点比較

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価【200億円程度】	2018年度	2019年度	2020年度
(i) 特定健診受診率・特定保健指導実施率	20	20	24
(ii) 糖尿病等の重症化予防の取組	10	15	26
(iii) 個人インセンティブの提供	10	10	18
(iv) 後発医薬品の使用割合	20	20	22
(v) 保険料収納率	20	20	20
体制構築加点	20	15	—
合計	100	100	110

  

指標② 都道府県の医療費適正化に関する評価【150億円程度】	2018年度	2019年度	2020年度
(i) 年齢調整後1人当たり医療費	50	50	60
(ii) 重症化予防のマクロ的評価	—	—	20
合計	50	50	80

  

指標③ 都道府県の取組状況に関する評価【150億円程度】	2018年度	2019年度	2020年度
(i) 医療費適正化等の主体的な取組状況			
・重症化予防の取組等	20	20	30
・市町村への指導・助言等	10	10	10
都道府県による給付点検			
都道府県による不正利得の回収			
第三者求償の取組			
・保険者協議会への積極的関与	—	10	10
・都道府県によるKDBを活用した医療費分析	—	10	10
(ii) 決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等	30	30	35
(iii) 医療提供体制適正化の推進	(30)	25	25
合計	60	105	120

※ 改革施行後の医療費適正化の取組状況を見つつ、アウトカム評価の比重を高めていくものとする

4

## 市町村糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー派遣事業

### 【目的】

- 小規模市町村においては、保健師が少ないため健康増進等の業務にあたり、重症化予防に特化した取り組みが手薄となっている。
- 市町村保健師として、重症化予防に関する専門知識や経験が乏しく十分な保健指導等が実施できない現状がある。



県としては、国保運営の財政責任主体として県全体の医療費適正化に取り組む必要があるため、人材的支援により知識付与等の人材を育成し、市町村の取り組みを促進する。

### 【主な事業内容】

- **対象市町村**  
小規模市町村(国保被保険者数3000人未満)の要望による。(3団体程度)
- **派遣形態**  
専門知識及び市町村勤務経験のある保健師[アドバイザー]1名を、派遣希望市町村が作成する年間計画に基づき派遣。
- **主な業務内容**  
保健指導の訪問同行、電話等による保健指導や、かかりつけ医との連携支援など
- **派遣日数**  
月9日程度の派遣とし、年間110日程度

5

# R元 信州 ACE (エース) プロジェクト推進事業

健康増進課

総額：22,688千円



## ① フレイル予防総合推進事業

「フレイル」を学び、普及する人材を育成

2,888千円

### これまで

- ・フレイル予防対策の推進
- 市町村、保健福祉事務所、医療機関等関係者等専門職を対象に研修会、検討会を開催

### 現状・課題

- ・フレイル対策は
- 生活習慣病等の疾病予防、重症化予防、介護予防と一体的に実施することが重要
- フレイル予防の認知度向上のための取組が必要

### 今後

- ・フレイル予防に関する知識を県民に直接普及していく人材を育成
- ・関係団体等が協働し、フレイル予防を推進する

### 内容

- ・健康支援ボランティアに対するフレイル予防事業
- 生活改善推進員に対して身体活動、転倒予防、歩行等フレイルに関する研修を実施
- フレイル予防推進事業市町村、医師会等関係機関、県等によるフレイル予防推進検討会を開催

### 効果

- ・フレイル予防について
- 認知度向上に期待
- 生活改善推進員 → 県民
- 生活改善推進員の地域での普及活動
- 例 年間 17,858回 157,852人

## 地域におけるフレイル予防対策の推進

### これまで

- ・国保ヘルスマップ支援チームによる
- 生活習慣病に関するデータ分析等
- 健康課題の見える化
- 市町村の保健事業に関する直接的支援の実施

### 現状・課題

- ・KDBシステムを活用した市町村保健事業、医療費分析の推進
- ・市町村の現状(小規模町村)に即した市町村支援のあり方

### 今後

- ・市町村保健事業の更なる推進
- 市町村の健康診査の状況、疾病状況、医療費の分析

57

73

77

### 効果

- ・市町村の現状分析は直接的助言等支援により
- 市町村の保健・医療・介護データ分析による医療費適正化推進分析事業
- 市町村の直接的助言による保健事業推進支援
- 健康課題の分析と効果的な保健活動を推進できる人材育成

## 市町村による効果的な保健事業の取組の実施

県民の健康づくりの推進

## ③ 普及・発信事業

ACEの取組を広く県民に普及

5,215千円

### 現状・課題

- 若者～動き盛り世代において健康づくりの重要性
- 取組方法
- 理解、認識されていない
- 健康経営の普及をより強化する必要が有る

### 今後

- ・効果的・効率的な媒体を活用し、ターゲット層を中心にACEについて広く発信
- ・ACEフォーラムの開催と健康ACE企業としての表彰

### 内容と効果

- ・企業の協賛を募り、新聞広告やTVスポット、リーフレット、イベント等、訴求力のあるメディア媒体を中心に、ACE及び健康づくりについて情報発信の機会を増やし、強化を図る
- ・事業所対抗ウォーキングの参加拡大と「アグリ」企業の表彰とPR
- ・ACEネットワークの拡大及び連携強化

## 若者～動き盛り世代への健康づくりの取組推進

## ④ 健康経営の推進

事業所における健康づくりの取組を支援

2,067千円

### 現状・課題

- 働き盛り世代において意識して体を動かすようにしている者が少ない
- 野菜摂取量が少ない
- メタボ該当者及び予備群が多い

### 今後

- ・事業所の健康づくりの継続的な取組への支援
- ・民間企業等(連携協定社：保険会社等)と連携した健康経営の促進支援

### 内容と効果

- ・県内全域で企業の社員を対象とした事業所対抗ウォーキングの参加拡大 2,979人 → 6,000人
- ・事業所対抗ウォーキング参加事業所・市町村等への運動アドバイザーの派遣
- ・受動喫煙防止対策における説明会、健康づくり関連セミナーの開催

## 企業における健康づくりの取組推進

## ⑤ 食生活改善

健康に配慮した食事ができる環境整備と様々な世代に応じた食生活の問題に対応

2,550千円

### 現状・課題

- ・「野菜たっぷり塩分控えめ」な食事ができる環境の整備
- ・世帯別の課題(野菜不足、低栄養等)に応じた食生活改善への対応を要す

### 今後

- ・健康に配慮した食事ができる飲食店等の拡大と健康に配慮した社食メニューの普及・支援
- ・在宅高齢者等の低栄養予防
- ・若い世代に対する健康的な食生活の支援

### 内容と効果

- ・3つの星レストラン、ACE弁当を提供する業者への食事提供支援
- ・社食コンテストの開催とレシピの普及
- ・配食弁当業者等に対する研修会の開催
- ・大学生がフードボーターとなり、同世代への実践を促す

## 若い世代～高齢者まで健康に配慮した食事ができる環境の整備